

不登校児童生徒支援ハンドブック

京都府版

～社会的自立に向けた

不登校児童生徒支援について～



令和2年3月

京都府教育委員会

目次

はじめに	……………1
〔序章〕 不登校の現状	……………2
不登校とは／不登校支援の基本 京都府における不登校の現状／不登校児童生徒数の推移に見る特徴	
〔1〕 魅力ある学校づくり（未然防止）	……………4
魅力ある学級・学校経営／基盤となる人間関係 学ぶ意欲をはぐくむ指導の充実／安心・安全な学校	
〔2〕 早期発見・初期対応のプロセス	……………8
不登校の兆候を見逃さない対応をしましょう！ 連続3日、月3日の欠席で校内ケース会議を立ち上げましょう！ 児童生徒理解・支援シートの活用／小中連携による対応	
〔3〕 学校としての組織的な支援モデル	……………11
拡大ケース会議までの準備／拡大ケース会議①の開催 拡大ケース会議②の開催／拡大ケース会議③の開催	
〔4〕 不登校児童生徒への支援	……………13
不登校児童生徒の家庭への訪問支援／別室（保健室）登校による支援 教育支援センター（適応指導教室）による支援	
〔5〕 フリースクールとの連携	……………16
フリースクールとの連携／フリースクールに関するQ&A 京都府認定フリースクールの紹介	
〔6〕 児童生徒支援のための参考資料	……………24
不登校児童生徒支援のための参考資料／いじめ対応の参考資料 その他（相談機関・啓発）の参考資料／生徒指導全体に関わる参考資料	
〔7〕 連携施設・相談窓口一覧	……………27
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 （平成28年法律第105号）	……………30

はじめに

京都府の不登校児童生徒の状況は、平成 13 年度をピークに減少傾向にありましたが、平成 23 年度を境に再び増加に転じました。その後年々増加し、平成 30 年度の不登校児童生徒数は前年度より 303 人増え、府内の公立小中学校（京都市含む）全体で 2,822 人となるなど、7 年連続の増加となっています。また、不登校児童生徒のうち、年間 90 日以上欠席している長期欠席者は、1,585 人で全体の 56.2% を占めるなど、一旦不登校となれば長期化する傾向が見られ、こうした状況の中での不登校児童生徒支援は喫緊の課題であると考えています。

京都府教育委員会では、これまでから、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の配置、教育支援センターや民間施設との連携など様々な施策を進めてきており、毎年相当数の不登校児童生徒が学校に復帰しています。しかしながら、それ以上に新規の不登校児童生徒が増加し、結果として不登校児童生徒が増加している状況です。

不登校については、その要因・背景が多様であることから、教育上の課題としてのみとらえて対応することが困難な場合もありますが、一方で、児童生徒に対して教育が果たすことができる、あるいは果たすべき役割が大きく、学校や教育委員会関係者等が一層充実した、かつ適切な指導や家庭への働きかけ等を行うことにより、不登校に対する取組の改善を図る必要があります。

このような状況の中、京都府では平成 30 年度にアクションプランとして、「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」を教育委員会と知事部局の連携のもとに策定しました。同計画では、学校をはじめ関係者による様々な取組により、相当数の不登校が解消しているが、新たな不登校の増加が全体の不登校数の増加につながっており、不登校の未然防止に効果的な取組が必要であることや、若手教員の増加等に伴い、教職員の経験不足などからくる不適切な言動・指導などが不登校の要因になっている場合もあることから、これまで培われてきた学級経営や生徒指導等の手法の継承とともに、発達障害への理解・対応なども含めた、教員個々の指導力の向上を図る研修等の充実が必要であることが指摘されました。

そこで、教員を対象として不登校の未然防止から不登校児童生徒への対応までを分かりやすく示すとともに、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）」で示された、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることや、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあること、さらには学校以外の場における教育の機会の確保の重要性も踏まえ、今般、教育支援センターや民間施設等との連携も含めた不登校児童生徒支援のためのハンドブックを作成しました。今後、児童生徒や保護者への対応に活かしていただくとともに、このハンドブックを活用した研修の実施など、教員の資質の向上を図る取組が充実することを期待しています。

令和 2 年 3 月

京都府教育委員会

(序章) 不登校の現状

不登校という状態が継続し、結果として十分な支援を受けられない状態が続くことは、自己有用感の低下を招くなど、本人の進路や社会的な自立のために望ましいことではありません。京都府教育委員会では、近年増加傾向にある不登校の課題を、教育における喫緊の課題の一つと考えています。



(1) 不登校とは

不登校とは 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの。文部科学省 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(2) 不登校支援の基本

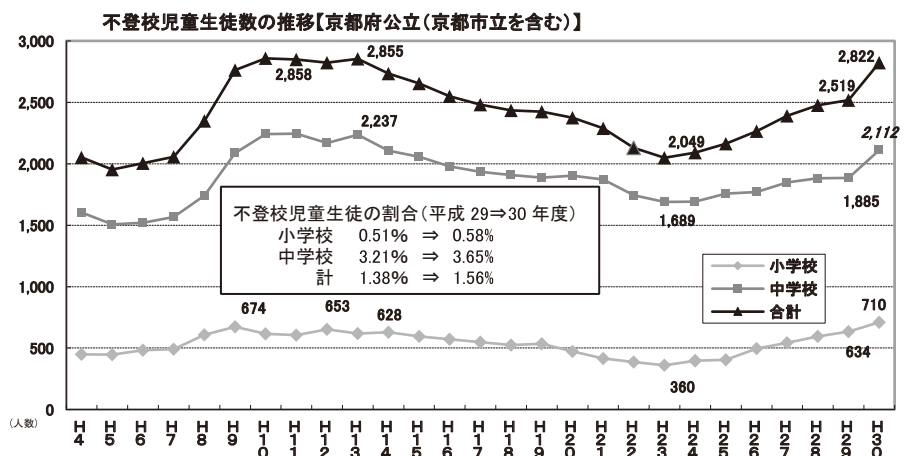
不登校の子どもたちの支援を進めることを目的にした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。)が平成29年2月に施行されました。さらに、これまでの不登校施策に関する通知のとりまとめとして、令和元年10月には文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されたところです。法や本通知では、不登校に関する次のような考え方が示されています。これらを踏まえ、学校における不登校対応を確認しましょう。

- ① 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ② 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。
- ③ 児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

(3) 京都府における不登校の現状

不登校児童生徒数は右図のように、平成13年ごろをピークに年々減少してきましたが、平成23年度を境に増加傾向に転じています。不登校児童生徒数だけでなく、小中学校とも出現率も含め、7年連続の増加となっています。



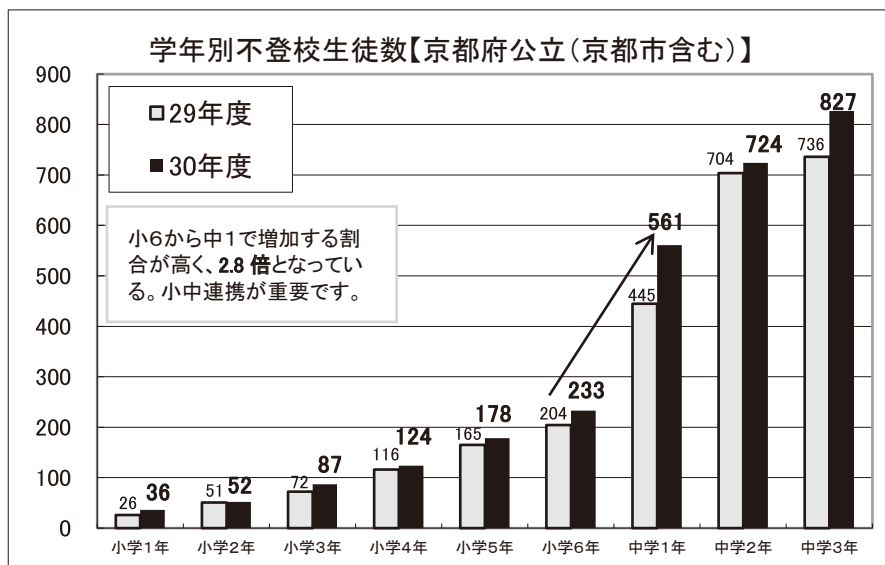
※京都府教育委員会調べ

(4) 不登校児童生徒数の推移に見る特徴

中1不登校（中1ギャップ）の傾向

不登校児童生徒数は、次のグラフのように中学校1年生で急増します。文部科学省の調査においても、中学校1年時に不登校となった生徒の多くに、小学校で不登校の経験やその傾向が見られました。

このことから中学校の教職員が小学校の教職員と情報を共有し、早期に適切な対応ができるよう連携を図ることが大切です。近年の研究では、小学校の4年生から6年生で、欠席相当の日数が15日以上（病気による欠席や保健室登校等も含めた欠席）あった生徒に対し、中学校ではより丁寧な対応をすることが中1



不登校の減少に効果的であると言われています。

※京都府教育委員会調べ

※引用：国立教育政策研究所生徒指導リーフ『「中1ギャップ」の真実』

新規の不登校数の増加

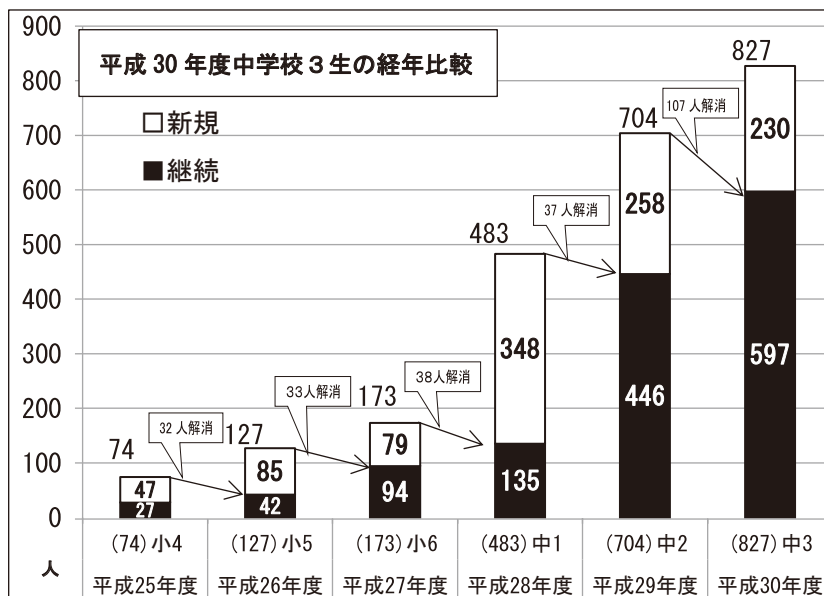
各学校での取組により、不登校児童生徒のうち、相当数は翌年度に不登校状態が解消しています。しかしながら、どの学年でも解消数以上に新規の不登校が出現するため、全体としては増加しているのが現状です。

※学年別不登校数を、前年度も不登校であった児童生徒数（継続数…■）と、前年度は不登校ではなかった児童生徒数（新規数…□）に色分けして示すと右のようになります。

自校の不登校の数を継続数・新規数に分けて把握する考え方にに基づき、継続数に着目すると、必要な取組は児童生徒の社会的自立を目指した多面的な支援を進めることであり、その結果として、不登校の解消につながります。

一方、新規数に着目すると、必要な取組は「居場所づくり」や「絆づくり」

等を通して、すべての児童生徒にとって「不登校にならない、魅力ある学校づくり」を進めることであり、その結果として、新規数の抑制に至ることが期待できます。



※京都府教育委員会調べ

〔1〕 魅力ある学校づくり（未然防止）

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたくなと思わせるような、日々の学校生活の充実です。学校生活のあらゆる場面で、児童生徒一人一人に活躍の場や役割を用意したり、「わかる授業」を工夫したりするなど、全ての児童生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな「人間関係づくり」を後押しする「絆づくり」が鍵となります。

「心の居場所・絆づくりの場」 としての学級・学校

- ・学級や学校を、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所にしていくこと＝居場所づくり
教師が児童生徒のためにすすめる学級活動・係活動・委員会活動・学校行事等
- ・児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと＝絆づくり
「絆づくり」をすすめるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり(場や機会の提供)」

〔1〕 魅力ある学級・学校経営

「教師への信頼感」

【信頼を築ける教師の姿勢】

- ・受容的に接するとともに、規範・規律に反する言動に対して毅然とした指導
- ・児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出し共感的な対応
- ・児童生徒一人一人の活躍の場づくり

〔2〕 基盤となる人間関係

魅力ある学校づくり

不登校の 未然防止

〔3〕 学ぶ意欲をはぐくむ指導の充実

「学ぶ意欲の向上と基礎基本の定着」

- ・自己存在感・自己決定の場・共感的人間関係を実感できる授業（生徒指導の三機能）
- ・わかる授業、楽しい授業を通して、学ぶ意欲の向上と基礎基本の定着（授業改善）
- ・発達段階に応じたきめ細かい個別支援等の配慮（特別支援教育の視点）

〔4〕 安心・安全な学校

「安心して通うことができる学校の実現」

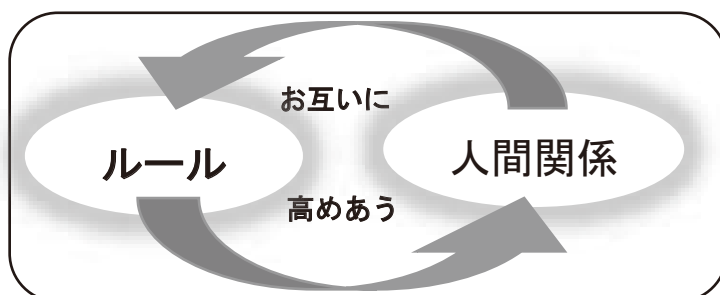
- ・いじめや暴力行為等の人権侵害を許さない学校組織
- ・担任のみならず、他の教職員、相談員、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーター等で構成される子どもが安心して相談できる教職員組織
（情報共有・組織的対応と連携）

(1) 魅力ある学級・学校経営

よりよい学級集団では、子どもたちが安心して過ごすことができ、他者とのかかわりの中で、一人一人のよさを発揮できます。言い換えると、子どもが安心して過ごすことができるための「ルール」と一人一人の違いを認め支え合える「人間関係」、この2つが確立していることがよりよい学級集団づくりでは、大切だと言えます。

学級ルールづくりのポイント

学級内では基本的な生活のルールに関わる指導の場面が様々に起こってきます。日常の問題行動からしっかりと注意するなど、その行為の意味やそれがもたらす結果や責任などを理解させる指導が大切です。



① ルールとその意義を指導しましょう

ルールの必要性や意義が理解できるよう、子どもたちとともにルールを作ったり、時には見直したりする機会が必要です。禁止ではなく行動の理想型を、具体的で短い言葉で示し、繰り返し伝えましょう。校内に掲示し視覚的に働きかけることも効果的です。



② ルールに沿った行動を指導しましょう

ルールを守れている子どもたちをしっかりと評価しましょう。ルールを守ることで活動や行事が成功したという実感をもたせることが大切です。逸脱する子どもに流される子どもを増やさないことが必要です。短い言葉で、禁止ではなく行動の理想型を示す形で繰り返し伝えましょう。

③ 逸脱行動には毅然と指導しましょう

ルールを守らない子どもに対して、冷静に簡潔かつ毅然と対応しましょう。場合によっては活動や取組を途中で止めてでも指導することも必要です。ただし、「ルールを知らなかった」「ルールを破る行為とは思わなかった」場合もあります。他の子どもたちの前では、子どもの自尊心を傷つけないよう意識して、個別に説明し指導するようにしましょう。

Check-list 注意！やっと思いがちな教師のNG行動！

- 「このぐらいは…」と見て見ぬふりをする。 「できてあたり前」と過信する。
- 「親には言わないでおくから…」と特例、特別扱いをする。
- 「この子には指導がいらぬから、注意しない」と指導をあきらめる。
- 活動や取組を長時間中断し、延々と説教をする。 必要以上に厳しく叱る。



人間関係づくりのポイント

① 教師の働きかけ

発言や頑張り、よさを多面的に認めるようにし、目立たない子の意見も取り上げましょう。また、発言や意見にはうなずく・拍手をするなどを促し、間違った答えも大切にするなど、失敗しても認め合える環境づくりを心がけましょう。

② 場の工夫

「自分の考えをペアやグループ内で発表する活動を取り入れる」「子どもたちがお互いを評価し合う場面をつくる」「一人一人に役割のある班活動を取り入れる」等、積極的に活動場面をつくりましょう。

③ ゲームやエクササイズなどの活用

学級内でゲーム大会、レクレーション等を企画し、人間関係形成のためのプログラムやエンカウンター（自己開示による交流活動）、ソーシャルスキルトレーニング（仲間関係を円滑に進め、維持していく能力の訓練）の要素を取り入れ、グループを固定化させないような仕掛けを工夫しましょう。

Check-list

- 子どもたちが「望ましい人間関係づくり」に取り組む機会を設けていますか。
- 子どもたちがお互いを認め尊重し合えるような人間関係が集団にはぐくまれていますか。
- 集団生活が苦手な子どもが安心して生活し、相談できる環境がありますか。



(2) 基盤となる人間関係

子どもとの人間関係は、短期間でつくることはできません。例えば、学級の子ども一人一人を大切にするためには、そばに寄ってくる子、目につきやすい子だけを気にかけて活動を進めるのでは不十分です。そばに来たくても来られない、教師から声をかけないと心を開けない子もいます。そのような子どもには、何気ないあいさつや言葉かけ、授業中の関わりなど、教師側から意識して働きかけていくことが大切です。このような教師の具体的な行動が、一人一人を大切にすることにつながり、その営みが子どもとの信頼関係づくりにつながります。

Check-list

- 教師が自ら「自他を尊重する姿勢」や「規律ある行動」を示していますか。
- すべての子どもと、お互いに笑顔で「あいさつ」を交わしていますか。
- いつもと様子が違う子どもや普段目立たない子どもに声をかけていますか。
- 子どもの「願い」や「訴え」を丁寧に聴いていますか。
- 教師の「何気ない一言」で子どもを傷つけていませんか。



(3) 学ぶ意欲をはぐくむ指導の充実

児童生徒の学校生活のほとんどを占めるのは授業です。児童生徒にとって、授業が楽しいと思えることは、学校の大きな魅力となります。すべての児童生徒が理解できる指導の工夫、授業のユニバーサルデザイン化の実践など認知特性に応じた配慮などが大切です。

学習状況が振るわず不登校になる児童生徒もいます。授業の質が高いことは、学級経営、生徒指導の質が上がることにつながるとともに、授業についてこれない児童生徒や学習が苦手な児童生徒への気づきにもつながります。子どもの立場から授業改善に取り組みましょう。

生徒指導の三機能を活かした授業づくり

① 自己決定の場を与える授業

自ら課題を見付けそれを追求し、自ら考え、判断し、表現することができる授業

② 自己存在感を与える授業

児童生徒一人一人が、学ぶ楽しさや成就感を味わうことができる授業

③ 共感的人間関係を育成する授業

お互いに認め合い、学び合うことができる授業



全ての児童生徒に出番を与え、主体的に学ぶ意欲をはぐくむ授業

Check-list

- 発言した子どもの間違いや誤りを受け入れられる学習集団ができていますか。
- 子どもたちが主体的に学習に取り組み、自分の考えを発表する場面はありますか。
- できたときにはスモールステップで褒めて、児童生徒のやる気や達成感を持続させる声かけをしていますか。
- 板書やプリントを工夫し口頭での説明だけでなく、視覚で掲示する等、子どもの特性に配慮した授業づくりをしていますか。
- 机間を巡っての指導と支援を区別し、児童生徒が学習につまずきを感じていないか把握していますか。

(4) 安心・安全な学校

魅力ある学校はすべての児童生徒が安心できる学校でもあります。「いじめ」や「暴力行為」を絶対に許さない学級は、児童生徒の安心できる居場所となり、安心して学校生活をおくることは不登校の未然防止にもつながります。そのためには、すべての児童生徒の人権や命を守る組織的な取組が大切です。

Check-list

- 学級の課題を担当が一人で抱え込まず、担当が困ったときに気軽に相談できる職員室の雰囲気がありますか。
- 翌日は新たな気持ちで登校できるよう、問題行動への指導はその日のうちに終える体制はできていますか。
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーターとの連携ができていますか。

不登校児童生徒支援をチームで取り組む

長欠・不登校対策においては、担当がその中心的な役割を担うこととなりますが、学校として組織的に対応し、担当の取組への支援を行う上で、不登校対策担当者の位置付けを明確にし、その役割を確認することが必要です。また、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーなどの専門性を理解し、児童生徒の状況に応じて、適切に連携していくことが大切です。

スクールカウンセラーの役割

スクールカウンセラーは心の専門家として児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識・経験を持っています。

- ✓児童生徒へのアセスメント活動
- ✓児童生徒や保護者へのカウンセリング活動
- ✓教職員へのコンサルテーション(専門的な相談)や研修活動

まなび・生活アドバイザーの役割

社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題の解決に向けて支援する専門家です。

- ✓困難を抱えた児童生徒を取り巻く環境の改善に向けた働きかけ
- ✓関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ✓学校内におけるチーム体制の構築・支援

※小学校のまなび・生活アドバイザーについては、保護者に寄り添いながら児童の環境改善を図るため、教職経験者等を配置

〔2〕 早期発見・初期対応のプロセス

(1) 不登校の兆候を見逃さない対応をしましょう！

不登校の兆候を見逃さないためには、「子どもはめったに休まない」という意識をもって対応に当たることが大切です。休み始めに対し、迅速かつ温かい対応を行うことで不登校の防止につながります。


病欠欠席の中にも、不登校の兆候が隠れていることがあります。不登校の経験のある子どもは再び不登校となる可能性が高いということを踏まえて、子どもの過去の欠席状況（日数や背景）を把握しましょう。次ページの「幼・小・中・高連携シート」があると、ケース会議の準備に役立ちます。

(2) 連続3日、月3日の欠席で校内ケース会議を立ち上げましょう！

欠席が続き深刻な状況となる前に、登校しづりや不登校の初期での対応が大切です。連続3日の欠席や月3日の欠席となったら、管理職とも連携して、学校として組織的な対応をスタートさせましょう。

また、**欠席の要因にいじめがないか**についても丁寧に確認しましょう。

『欠席児童生徒に対する対応の方法』

欠席の状況	初期対応のポイント（組織として徹底する）
欠席初日 (欠席1日目)	<p>◆確実に保護者と連絡を取り合しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病欠の場合、病状と医療機関の受診状況を把握しましょう。 ・何らかの「SOSサイン」であることを疑い、本人を気遣う声掛けを大切にしましょう。 
連続欠席 2日目	<p>◆欠席の理由を再確認するとともに、家庭での様子を確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校しやすいよう、学習面や友人関係などについて配慮しましょう。 ・安心して休み、また登校できるように電話などで声をかけましょう。 ・気になる児童生徒には、家庭訪問も大切ですが、強引な家庭訪問は逆効果になることがあります。
連続欠席 3日目	<p>◆校内ケース会議（管理職、学年主任、生徒指導や教育相談担当、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等）の立ち上げによる組織的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習、友人関係、クラブ（部）活動、家庭環境、過去の欠席状況など多面的・多角的に本人を取り巻く環境を見立て（アセスメント）、見立てに基づいた支援方針を立てましょう。 ・家庭訪問などを行い、子どもと保護者の気持ち（不安や悩みなど）を聴きましょう。また、「心配しているよ」「待っているよ」などの気持ちを伝え安心して再登校できるよう支援をするときです。 ・他の子どもに配布物をもって行かせたり、手紙を書かせることは安易にしないようにしましょう。
児童生徒理解・支援シート作成開始	<p>初期段階（欠席3日目まで）の「関わり」が重要です</p> <p>理由がわからない欠席や人間関係の問題等が心配される場合は早期に組織的な支援を開始しましょう</p>
1カ月の欠席が 3日を超える <small>この状況が続くと欠席日数が年間30日を超えます</small>	<p>◆校内ケース会議（管理職、学年主任、生徒指導や教育相談担当、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等）の立ち上げによる組織的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習、友人関係、クラブ（部）活動、家庭環境、過去の欠席状況など多面的・多角的に本人を取り巻く環境を見立て（アセスメント）、見立てに基づいた支援方針を立てましょう。 ・何らかの悩みを抱えているかもしれません。「最近どうしたの？」「大丈夫？」などと声をかけ、子どもの悩みや不安に寄り添いましょう。 ・欠席が連続していないので見落としがちですが、子どもの心身のバランスが崩れている可能性があります。 ・月曜日に休みがち、「あれ？また休んでる」など気付いたら、対応を始めましょう。

組織的な対応：だれが、いつまでに、なにを、どのようにし、どこにつなぐかをチームで検討しましょう！

幼・小・中・高連携シート＜取組例＞

新たな環境で学校生活を始めるにあたり、子どもたちのこれまでの様子について、以下の表に「わかる範囲」で記入してください。（幼稚園・保育園・認定こども園→小学校→中学校→高等学校）

児童生徒名〔 〕	幼	小学校						中学校			高等学校		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
欠席等の状況について（該当する欄に日数を記入してください。）													
欠席日数													
遅刻日数													
早退日数													
気になる出来事について（該当する欄に○印を記入し、詳細は下の記述欄に記入してください。）													
登園・登校しぶり													
保健室や相談室への別室登校													
学習のつまずき													
友人関係の悩み													
教職員との関係の悩み													
いじめの加害や被害													
家庭環境の変化													
家庭環境の悩み													
大きな病気やけが													
発達の課題													
その他（不調や不安を訴えるなど）													
これまでの相談・支援（該当する欄に○印を記入し、詳細は下の記述欄に記入してください。）													
スクールカウンセラー													
まなび・生活アドバイザー													
医療関係機関													
福祉関係機関													
その他（通級・通所・支援・連携）													
記述欄：上記の詳細や心配なこと（相談したいこと）を記入してください。													

トピックス

◆**アセスメント（見立て）**とは…解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするものである。硬直している状態をいったん本人や家族の視点に立って見ることで、本人や家族のニーズを理解することもできる。アセスメントを行うに当たっては、校内で組織的対応を行うことが重要である。例えば、暴力行為には、思春期の心理、発達の課題、児童虐待や薬物の影響、友人関係など様々な要因が考えられる。その理解により指導方法が異なるので、要因を情報に基づいて的確に明らかにすることなどが重要である。

※引用：文部科学省「生徒指導提要」（平成 22 年 3 月）

(3) 児童生徒理解・支援シートの活用

※欠席が連続3日、月3日以上、学期10日以上ある児童生徒には支援シートを作成し、ケース会議に備えましょう！

支援が必要な児童生徒が抱える課題には様々な要因・背景があります。教育のみならず、福祉、医療等の関係機関が相互に連携協力して支援を行うことが必要であり、中長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められます。

また、一旦支援が必要でなくなった後、再度支援が必要となる場合もあるため、児童生徒理解・支援シートを作成し、進学・転学先の学校で以前の情報が共有されることは非常に重要です。

＜児童生徒理解・支援シート作成の効果＞

- 支援が必要な児童生徒に関する必要な情報を集約
- 学校内や関係機関で支援計画の共通理解を図る
- 支援計画等を進・転学先の学校に適切に引き継ぐ
- 広い視野に立った支援体制を構築することが可能
- 児童生徒やその保護者が、進・転学先で同じことを説明しなければならない問題を減少させる

児童生徒理解・支援シート(学年別 Aシート)														
担任名(ふりがな)					管理職名									
作成年月日					作成者名									
通知年月日(通知者名)														
○児童生徒情報等														
名前(ふりがな)					性別			学校名			学年	学級		
○支援機関名等(校内・校外)														
	主な支援内容				支援機関名	連絡先電話番号	担当者名							
在籍校														
家庭														
福祉														
医療														
その他														
○月別欠席状況等 ※通知日→														
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならぬ日数														0
出席日数														0
別室登校														0
遅刻														0
早退														0
欠席日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

文部科学省『児童生徒理解・支援シート(参考様式)』で検索
★様式は各教育委員会や学校、校区の様式を活用する場合があります。

(4) 小中連携による対応

国立教育政策研究所の生徒指導リーフ『「中1ギャップ」の真実』では中1ギャップを次のように分析しています。

「問題行動等調査」の結果では、中1の不登校生徒のうち前年度(小6時)も不登校であった数は3割程度と報告されています。つまり、小6からの増加率は3倍という計算になります。

しかし、小学校時の欠席を、病気等による欠席や保健室登校等も含めて数え直すと、中1の不登校生徒の半数は小4～小6のいずれかで30日以上欠席相当の経験を持っていました(＝経験あり)。反対に、小4～小6で3年間とも15日未満の欠席(＝経験なし)を除くと、75～80%までは休みがちな児童と考えられました。それを考慮すると、増加率は1.3倍前後(＝100÷75)となり、必ずしも急増とは言えません。

小学校が抱える問題は従来と比べものにならないほど増えてきており、小学校段階で予兆が見えていたり、顕在化し始めていたりする問題であっても、表面的な対応で終わらせてしまい、根本的に解決できなかった事案が増えています。

一方、中学校でも、そうした小学校の状況を十分に把握しないまま、中1をスタートしてしまっていないでしょうか。小学校6年間の欠席相当の状況(経験あり・経験なし)の把握など小中連携はもとより、不登校を共通の課題として、校区内の小中連携も含めた取組が大切です。

児童生徒理解・支援シート(共通シート)														
作成日:平成 年1 月 日					※の事項は障害のある児童生徒、外国人児童生徒等で必要な場合に記入									
作成者 HO(記入者名)					通知者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...									
①(児童生徒) 名前					性別	学年		生年月日		預備等(※)	出生地(※)			
(ふりがな)						年 月 日		年 月 日						
②(保護者等) 名前					職別(※)	学校受入年月日(※)		連絡先						
(ふりがな)						年 月 日		年 月 日						
○学年別欠席日数等 通知日 0/0														
	年度													
	学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
出席しなければならぬ日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関(①除く)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所・精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														

〔3〕学校としての組織的な支援モデル

拡大ケース会議の進め方

児童生徒への効果的な支援をするためには、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家によるアセスメント（見立て）が不可欠です。支援の実施に当たっては、学校内での校内ケース会議において当該児童生徒に関する状況を共有し、アセスメントに基づいた具体的な支援の在り方（プランニング）を検討する必要があります。

この校内ケース会議については、不登校児童生徒や保護者の状況に応じて、既存の校内ケース会議に教育支援センター、脱ひきこもり支援センター早期支援特別班や児童相談所等といった福祉関係者、警察等も参画することとし、学校内外の関係者で構成するいわば「拡大ケース会議」として開催することで、学校だけでは対応できない不登校児童生徒の家庭環境への支援につながります。ここでは拡大ケース会議を使った支援モデルを掲載します。各校で実効性のあるケース会議の工夫や改善が求められます。

(1) 拡大ケース会議までの準備

子どもの状況を校内で情報共有する

- ① 対象
 - 連続3日、月3日以上欠席となった児童生徒
- ② 情報の収集
 - 学級担任による家庭訪問・電話連絡（欠席の理由、家庭での様子、病院の受診状況等）
 - 他校種・学年との連携（前校種・前学年からの情報、指導要録や連携シートの確認）

<支援を行う際に気をつけたいこと！>

●ケース会議で提供する個人情報の取扱いについては、本人、保護者の同意が必要です。本人や保護者の同意が困難な場合、各地方公共団体によって個人情報保護条例の内容が異なることから、第三者提供の原則禁止の例外についての規定を確認する必要があります。条例の解釈は、各地方公共団体が行うものですが、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、原則禁止の例外として認められる場合もあり得るところです。繰り返しになりますが、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うこととなりますので、各地方公共団体、教育委員会において、必要な確認を行い、適切に対応することが必要です。

【参考】令和元年文部科学省通知：「不登校児童生徒への支援の在り方について」別添2 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について

- ③ 拡大ケース会議のメンバーの確定
 - 教職員：管理職、学年主任、養護教諭、生徒指導部、教育相談部等
 - 専門家等：スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーター等
 - 関係機関等：教育支援センター、脱ひきこもり支援センター早期支援特別班、児童相談所、民生児童委員、警察等

(2) 拡大ケース会議①の開催

アセスメント（見立て）を行う

- ① 子どものアセスメント
 - 生育歴：幼児期からの育ち、家庭環境の急激な変化の有無、前校種での様子・欠席状況等
 - 学校生活：欠席状況、友人関係、いじめ、教職員との関係、学習状況（通塾を含む）、部活動、特徴的な行動を表すエピソード等
- ② 家庭のアセスメント
 - 家族関係：家庭内の不和、親子関係、虐待の疑い等
 - 経済状況：要保護又は準要保護児童生徒、保護者の経済基盤等

支援方針（プランニング）の決定

- ① 学校での働きかけ
 - いじめなどの人間関係の問題を解消
 - 学習支援
 - 教職員との関係の構築
 - 別室や保健室登校などの弾力的措置

- ② 専門機関等との連携による働きかけ
 - 学校以外の場における教育の機会の確保（教育支援センター、フリースクール等）
 - 子どもの強い不安や情緒の課題（医療機関、スクールカウンセラー等）
 - 虐待等の家庭に関わる問題（児童相談所、市町村家庭児童相談室等の福祉部局、民生児童委員等）
 - 発達の課題（医療機関、府の巡回相談等の活用等）

(3) 拡大ケース会議②の開催

子どもや家庭の状況により支援方針の見直し

- ① 開催時期
 - 学期や学年の節目
 - プランニングで支援を行う期間として設定した節目
- ② 会議のポイント
 - プランニングに基づく支援の効果の検証
 - 連携している機関等との情報の共有
 - 新たな情報も含めたアセスメントの実施とプランニングの決定

<支援を行う際に気をつけたいこと！>

- 子どもとの関係が構築できている場合は、あせらず子どもが動き出すのを待ちましょう。
- 教育支援センターや相談機関と連携している場合、適宜連絡を取り、子どもの状態を把握しましょう。
- 可能な限り家庭のことを聞き、保護者を支えましょう。

(4) 拡大ケース会議③の開催

- ① 開催時期
 - 支援により子どもの状況が好転してきたとき
 - 不登校が長期化し、長期的な支援方針が必要となってきたとき
- ② 子どもの状況が好転してきたとき
 - 子どもが登校しやすい時間、場所、環境づくり（別室・保健室登校）
 - 学習状況への配慮・支援
 - 教室復帰への環境づくり
 - スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーとの連携
- ③ 不登校が長期化してきたとき
 - 家庭と連携（訪問・連絡）し、子どもや保護者が安心できるよう、気持ちや行動の支援
 - 「保護者には会えるが子どもに会えない」「安否が確認できない」場合には虐待の疑いも持つこと（要保護児童等が7日以上安否確認できない場合には速やかに関係機関に情報提供する必要）

子どものペースに合わせた無理のないプラン設定が重要

<脱ひきこもり支援センター早期支援特別班の活用>

京都府教育委員会では、不登校からひきこもりとなることを防止するため、不登校・ひきこもり傾向にある生徒及びその家族を適切な相談機関や支援機関につなげることができるよう、京都府健康福祉部が設置する早期支援特別班と連携しています。

こんな時に

- ✓不登校生徒や家庭とのつながりがうまく持てない
- ✓教育支援センター等にも通えない
- ✓スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーとの面談が進まない
- ✓卒業後の状態が心配

早期支援特別班にできること

- ✓本人だけでなく保護者や家庭を含めた支援
- ✓定期的な家庭訪問で時間をかけた支援(中学校卒業後も継続した支援)
- ✓臨床心理士等の専門的な支援につなぐ
- ✓適切な機関につなぐことで、学習支援、進学支援、就労支援等の本人にあった支援

連絡先: 京都府脱ひきこもり支援センター ☎ 075-531-5255

〃 北部サテライト ☎ 0773-22-8728

〔4〕不登校児童生徒への支援

(1) 不登校児童生徒の家庭への訪問支援

不登校経験がある子どもをもつ保護者の中には、子育てへの自信を失い「学校に欠席の理由を言い出せない」「子どもに対して攻撃的になる」「学校に対して批判的になる」という人もいます。保護者や家庭を批判するのではなく、登校をしぶる原因をともに考えることが大切です。家庭訪問等をして保護者の不安や悩みに寄り添う姿勢で聴くとともに、子どもを取り巻く環境（家庭の状況など）についても把握しましょう。

家庭訪問による教職員とのつながりは、不登校の児童生徒にとって学校における自分の存在が確かなものであると感じることができるという点からも大変重要です。そこで、児童生徒の状況に配慮しながら家庭訪問をどのように進めていけばよいかの例を紹介します。

ステップ1 信頼関係をつくっていく時期には…

① 保護者や子どもの理解を得たうえで訪問しましょう

- ・家庭への連絡は学校から
- ・都合のいい時間を聞き、約束を守って訪問しましょう
- ・会いたくなければ家の人と話してもいいか、家の人に手紙を預けてもいいかを聞きましょう

② 訪問時間は短く

- ・声をかけるだけでもよく、「大丈夫？また来るね」といった声かけ、又は短いメモを渡すなど工夫しましょう

③ 親との会話は

- ・子どもは耳を澄ませて聞いていることを意識しましょう

④ 肩の力を抜いて

- ・まず「話を聴く」ことを大切にしましょう
- ・先生が話をしすぎたり、思いを押しつけたりしないようにしましょう



★家庭訪問は、登校を促すためではなく、「君のことを大切にしているよ」というメッセージを伝える場です。
★再登校に向けて、学校全体で情報共有しておきましょう。

ステップ2 子どもを深く理解する時期には…

① 情報を集め、目と耳と感覚を働かせて相手をよく知りましょう

- ・生育歴、親子関係、友だち関係、趣味、特技、表情は？ 親の接し方は？

② 興味・関心をもっていることを話題にしたり、接点を見つけて一緒に楽しみましょう

- ・子どもの世界を理解する（音楽、スポーツ、イラスト、釣り、ゲーム、パソコンなど）

③ 子どもの小さな変化や成長を見逃さずそれを言葉にして伝えましょう

- ・周囲に対する不満や怒りなどの思いを共感的に聴きましょう
- ・できるようになったこと、成長したことは具体的に伝え、一人の人間として認めましょう



ステップ3 子どもに希望や、主体的に取り組むことができる目標をもたせる時期には…

① 子どもとの会話や日常の様子から再登校への具体的な目標を設定しましょう

- ・朝は決まった時間に起きる、行事や部活動に参加する、別室でテストを受けるなど
- ・「～しかできない」ではなく、「～はできる」というスタンスで語りましょう

② 学校や学級の様子などを伝えることで一つ一つ不安をなくしていきましょう

- ・担任、教科担当、教育相談担当、部顧問などが情報を共有し再登校に向けた連携をとりましょう

③ 進路や将来の夢を語り合いましょう

- ・学校に「登校すること」で進路や将来につながることを強調せずに、子どもの将来の大きな目標や夢をしっかり聴くようにしましょう

(2) 別室（保健室）登校による支援

別室登校

京都府では平成22年度～26年度にかけて、「別室登校」について「不登校傾向の児童生徒が学校に登校している間、定められた通常の教育活動から離れて、常時もしくは特定の時間帯に相談室や保健室などの校内の別室（や他の場所）で、個別もしくは小集団で活動している状態」と定義し、その効果的な指導方法について調査研究（「別室登校」～「別室登校Ⅴ」）をとりまとめました。その成果は次のとおりです。

◆別室登校の意味

<小学校>

・不登校から教室復帰への大切なステップ

別室登校児童の約半数が教室復帰したり、教室登校が増えたりしており、教室復帰には効果的であることがわかりました。

・不登校にならないための一時的な避難の場

小学校では別室が不登校にならないための「一時避難的」居場所としても活用され、教室復帰につながりやすいことがわかりました。

<中学校>

・成長に向けたエネルギーを蓄える場

「別室」は、個別の関わりを基盤とした安心できる居場所であり、また、成長に向けた大きなエネルギーを蓄える場として位置付けられていることがわかりました。

◆「別室」を充実させるポイント

<小学校>

・直接的コミュニケーション

先生と一緒に遊べる、勉強ができるなど直接的コミュニケーションが大切です。

・教室の友人とのつながり

休み時間や給食の時間などでの教室の友人とのつながりを増やすことが大切です。

心の居場所サポーターの活用

京都府では児童生徒が身近に感じる大学院生や教員志望者などを「心の居場所サポーター」として府内十数カ所の小中学校に配置しています。「登校できるが教室に入りにくい」、「不登校から学校復帰したものの教室まで入れない」といった児童生徒に対して、学校の相談室等で学習支援や教育相談などを行う人材として効果的に活用しましょう。

<中学校>

・個別の関わりを大切にする

一対一、又は少人数での関わりを続けていくことで、他者からの温かな見守りの中で包み込まれている安心感を得ることができるようになることが大切です。

・学習活動をツールにした関わり

学習を通して「別室登校」生徒と直接的なコミュニケーションを図る関わりが、教室復帰に効果的です。

・学校や学年の行事への参加

教室復帰への気持ちが高まると、行事等への参加ができるようになり、教室復帰のきっかけともなります。急がず時間をかけ、見通しを持った丁寧な対応を心がけましょう。

保健室登校

本来、保健室は体調がすぐれない児童生徒が抱える様々な健康課題について、養護教諭を中心として対処する場です。一方、養護教諭は、子どもにとって「ホッと」できる存在であり、保健室は校内の駆け込み寺的な役割を果たします。養護教諭が一人で抱え込むこととしないよう学校としての共通理解のもと、不登校児童生徒支援に活用しましょう。

(3) 教育支援センター（適応指導教室）による支援

教育支援センターとは

教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本にする。

【令和元年文部科学省通知：「不登校児童生徒への支援のあり方について」別添4教育支援センター整備指針（試案）より】

府内では18の市町が設置（P27を参照）しており、不登校傾向の小中学生が学校に籍を置いたまま通う教室です。教育支援センター（適応指導教室）に通所すれば指導要録上学校への出席として取り扱われます。また、原則、保護者が送迎するなど、各家庭で責任を持つての通所となりますが、必要があれば、通所のために通学定期を利用することもできます。

教育支援センターは、不登校児童生徒支援において、大きな役割を果たしており、通所する児童生徒のうち、約4割が学校に復帰しています。また、教育支援センターの中には、通所希望者への支援だけでなく、これまで蓄積した知見や技能を活かし、通所を希望しない児童生徒への訪問型支援を実施しているところもあり、今後、このような機能を各教育支援センターが備えることが期待されます。

対象

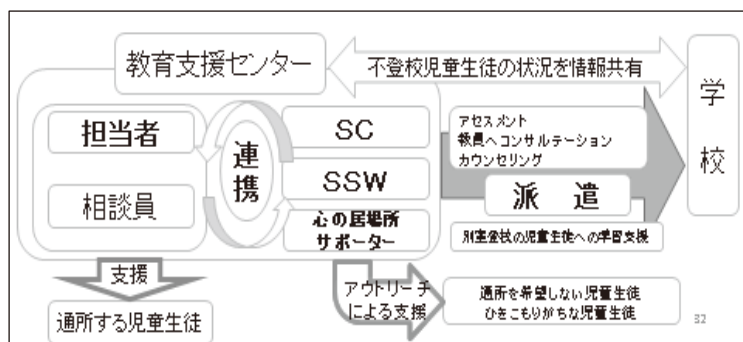
市町内在住（市町によっては市町立学校在籍）の小中学生（一部に学年の制限がある地域や中学校卒業生も含む地域があります。）

入所方法（一般的な例）

- 在籍する学校と相談の上、市町教育委員会に見学等の相談をする
 - ✓校内のケース会議で入所が適当かどうかのアセスメント等を実施
- 面談・体験入所
 - ✓体験の様子を観察し、相談員等と保護者の面談などを経て、入所の適否を判断
- 入所手続き開始
 - ✓入所のための書類を提出 学校を通じて教育支援センター（適応指導教室）に提出

不登校児童生徒拠点整備事業

京都府では、各市町が設置する教育支援センター等を各市町における不登校児童生徒支援の中核的な拠点として位置付け、不登校児童生徒への支援を充実させるため、府内の教育支援センターに専門スタッフ等（スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーター）を配置しています。



〔5〕フリースクールとの連携

(1) フリースクールとの連携

- 不登校児童生徒への対応については、学校が中心となった様々な取組が実施されているところですが、子どもたちへの多様な支援のノウハウを持つフリースクールと連携を図ることも、不登校児童生徒の学習の機会の確保や社会的自立へ向けた支援につながることで、これまでの取り組みの中で明らかになっています。
- 大切なことは、フリースクールが学校に行きたくても行くことができない子どもたちへの支援のきっかけや窓口となるよう、学校や教職員がフリースクールの活動内容や支援の手立てについてより深く理解し、お互いに手を取り合い顔の見える関係をつくることです。

(2) フリースクールに関するQ&A

京都府では、府内6つのフリースクールを府認定フリースクールとし、連携協力を図っていますが、ここでは一般的なフリースクールについて説明します。



Q：フリースクールとは、どんなところですか。

A：特に定義はありませんが、一般的に、NPO等の民間団体が運営しており、不登校の児童生徒たちに学習機会を提供しているフリースクールと、居場所としての役割を持つフリースペースに大別できます。



Q：フリースクールでは、どのような活動が行われているのですか？

A：音楽やスポーツ、もの作りや調理など、各フリースクールが特色のある活動や行事を行っています。また、季節の行事のほか社会見学や遠足などを行うところもあります。



Q：学習機会を提供しているフリースクールでは、どのような学習を行っていますか？

A：学年に応じた教科学習を行っています。学習に不安を持っていたり学習から遠ざかっていたりする子ども達には、当該学年での履修内容にこだわらず状況に応じての個別学習や数人のグループでの学習を行っています。



Q：フリースクールでは、進路指導はどのように行っていますか？

A：フリースクールでは、子どもの社会的自立に向けた視点からの進路相談を随時行っています。また、フリースクールの中には、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援を行う例もあります。フリースクールに通っている児童生徒の進路を考えるにあたっては、子どもや保護者の立場になって、学校は、児童生徒との関わりを持ち続け、フリースクールと積極的に連絡を取り合ってください。





Q：フリースクールでは不登校の相談活動を行っていますか？

A：多くのフリースクールでは、不登校・ひきこもり・いじめ・親子関係の悩み・その他教育全般について相談を受けています。電話相談、来所相談、FAX や電子メール等の形態や受付時間等は、各フリースクールによって異なりますので、直接、お問い合わせください。



Q：通学定期乗車券を購入して通うことはできますか？

A：フリースクールでの支援について、指導要録上出席と認められた場合、通学定期乗車券制度を適用できるようになっています。



Q：フリースクールの入会金や授業料等の費用はかかりますか？

A：NPO等の民間団体が運営していることから、入会金や授業料等の費用を通所者も負担することとなります。金額や支払い方法は、フリースクールによりさまざまですので、必要があればそれぞれのフリースクールにご確認ください。



Q：学校の出席扱いはどのようになっていますか？

A：学校がフリースクールと連絡を取り合いながら学習状況等を確認するなどして、在籍校の校長が認めた場合、指導要録上出席として認められるようになっています。京都府では不登校児童生徒の学校復帰や希望進路の実現に向けて取り組んでいるフリースクールとの連携を推進してきており、その中で6施設を府認定フリースクールとして認定し、出席扱いできることとしています。また、フリースクールでの活動を在籍校の学習評価等に積極的に反映できるよう研究を重ねています。



Q：フリースクールとの連携はどのようにすればよいですか？

A：まずは、フリースクールに連絡し、見学することです。フリースクールでは、見学者との懇談を行い、どのような児童生徒が通っているか、どのような学習・活動・行事が行われているかなど、情報を提供しています。見学後は、学校とフリースクール等がお互いに連絡を取り合い、行き来しながら、児童生徒の情報を共有することで、学校とフリースクールの双方から児童生徒へのよりよい支援を行うことができます。



「京都府認定フリースクール」の6施設を18～23ページに紹介しています。参考にしてください。



フリースクール「わく星学校」

【学校概要】所在地①：事務局 〒606-8267 京都市左京区北白川西町 85-3 電話 075-722-4579
 所在地②：学 校 京都市左京区岩倉長谷町 745 電話 075-702-7338
 開 校：1990年4月 / 2011年京都府認定フリースクール

【教育理念】 WEB：http://www2.gol.com/users/kosa/

- ・かけがえのない自分に出会う。お互いの存在を大切にできるよう、多様な価値観を認めあう。
- ・自己決定しようとする意志と力を身につける。ひとり一人の可能性をのばし、自分の納得できる生き方を模索する。
- ・よい人間環境をつくる。人間同士の信頼関係を大切に、なごやかな愛に満ちた集団の中で育つ。
- ・豊かに学ぶ。学ぶことは楽しいことであり、「学歴」という価値に縛られない。



【特徴的な取組】

子どもも大人も対等に学び合い、はぐくみ合いながら28年間の歩みを刻んできた。決まったカリキュラムにしばられずに、自分たちの「学び」を自分たちで計画し実行していくことによって、主体性を身につけ自立していく場である。岩倉の自然の中で過ごしなが、四季折々の生活の知恵や創造の楽しみを体験的に学ぶ。また、合宿をはじめとする多彩な企画を通じ、社会の実相にも触れ力強く生きる人たちとの出会いも重視していく。

【活動内容】

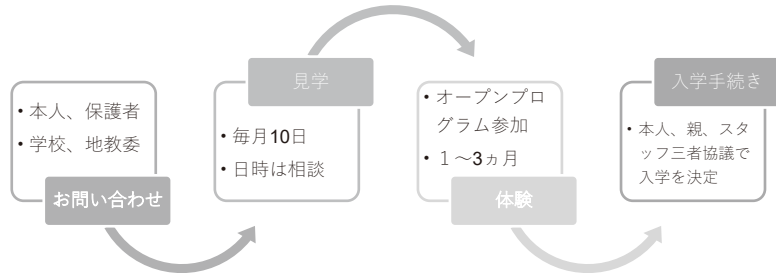
- 新聞づくり・ハイキングや社会見学・わく星通信発送・基礎学習・シネマ
 もの作り、芸術・科学、スポーツ・ストーリーテリング、料理・ライフ「人との出会いの日」
 ・生物の日「自然との出会い」

【学校との連携】

- ・在籍学校や市教委へ「出席日数・学習状況・生活状況」を報告書として送付して、わく星学校での学習を出席扱いとして学校に届けている。
- ・在籍校学級担任の来参観、スクールからも代表が学校訪問を実施して連携や連絡を密にし「個別学習計画」をつくるように促している。
- ・進路や進学については、保護者と本人、フリースクールと在籍校代表と三者による面談にて協議会をもつようにしている。
- ・登校支援プログラムとして「親の相談会」（月1回）や専門家による「カウンセリング」（随時）をおこなっている。

【通所までの手続き方法

- ・見学や体験の方法】⇒

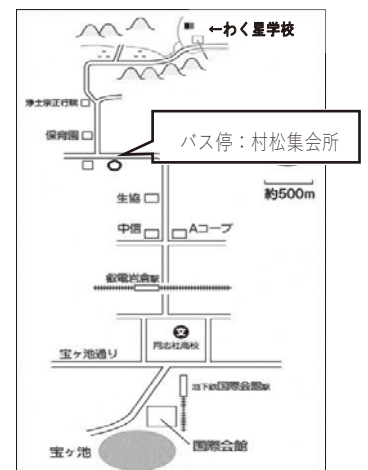


【アクセス（地図）】

○住所：京都市左京区岩倉長谷町 745 電話：075-702-7338

○交通機関：

- ・JR線「京都駅」→京都バス45系統「岩倉村松」行、「村松集会所前」で下車、徒歩15分
- ・京阪線「出町柳」→京都バス41又は、43系統「岩倉村松」行、「村松集会所前」で下車、徒歩15分
- ・阪急京都線「河原町」→京都バス41又は、43系統「岩倉村松」行、「村松集会所前」で下車、徒歩15分



フリースクール ほっとハウス

【学校概要】所在地：〒601-8446 京都市南区西九条高畠町21

電話：075-672-3125 / WEB：http://www.geocities.jp/go_to_hothouse/

開校：1999年4月 / 2012年京都府認定フリースクール

【教育理念】

●主体的に生きる力をつけよう

ほっとハウスとして、最も子ども達一人ひとりに付けて欲しいと願う力は、自分で考え、自分の力で進路を切り開いて行く力です。日常の小さな行動から、少しずつ主体的に生きる力を付けていけるよう、スタッフも意識しながら関わっています。そして最終的には、自ら選んだ進路へ向けて旅立って行ける事を目指しています。



●豊かに学びあい、仲間感情を育てよう

ほっとハウスでは、日常生活や、特別活動の時間を共有し、同世代の仲間同士の関わりから、新しい自分を発見し、仲間感情・自己肯定感を育てていくことを目指しています。その中で、子ども達一人ひとりが人間関係の少しの自信、大きな喜びを作り上げていき、それらの経験が、今後の人生の大きな支えになる事を願っています。

【特徴的な取組】

特にプログラムが無いことが、何よりもほっとハウスの特徴であると考えています。「何をしても良い」という自由な時間を、同世代の仲間やスタッフと共に過ごす中で、互いに刺激を受け合いながら、次第に自らの人生を主体的に生きていくようになっていきます。

また、上記の居場所事業に併せて、次のような事業に取り組んでいます。

- 野球応援事業 ■フリースクール内で野球チームを作り、毎週土曜日練習や試合。
- 自宅訪問事業 ■スタッフが自宅訪問を行っています。
- 学習支援事業 ■夕方から「勉強会」の時間。進度に合わせた学習支援。

【学校との連携】

本人・保護者の希望により出席報告、担任の先生の訪問、電話など随時連携を行っています。勉強会でのがんばりが自信に繋がるよう、勉強会参加生徒に対しては、定期テストの受験を積極的に進める事もあります。その際は、受験方法などについて学校と連携を取りながら、柔軟な対応を出来るようにしています。

【通所までの手続き方法

・見学や体験の方法】⇒

【アクセス（地図）】

●電車にて●

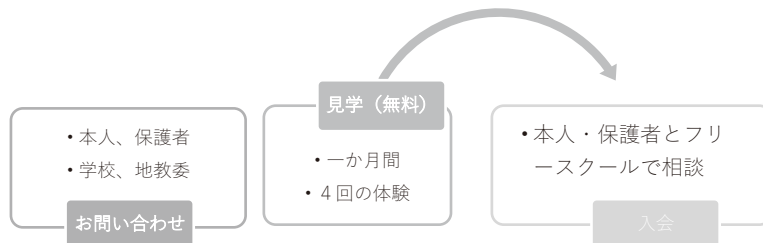
近鉄『十条』駅…徒歩10分

●市バスにて●

『千本十条』（18）…徒歩3分

『市民防災センター前』（42・19）…徒歩5分／

『羅生門』（202・208）…徒歩10分



聖母の小さな学校

【学校概要】所在地：〒624-0912 京都府舞鶴市上安1697-1
 電話：0773-77-0579 / WEB：http://seibo1989.net/
 開校：2000年4月 / 2008年京都府認定フリースクール



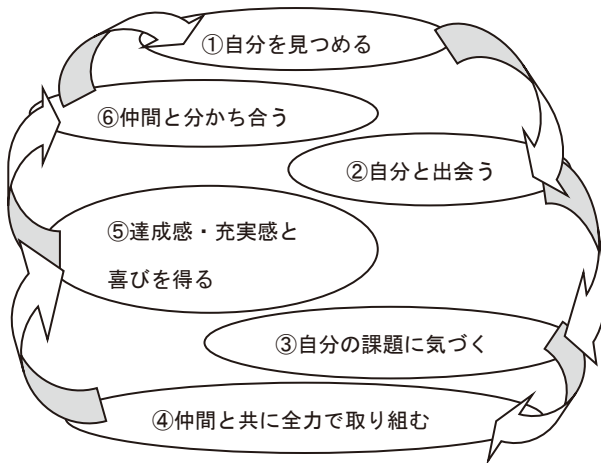
【教育理念】

1. 不登校児童生徒が学校復帰を含む社会的自立を遂げることを目指す。
2. 不登校という現実を、困難ではあるが否定的に捉えることなく、成長の糧とする。
3. その方策として、自分と真摯に向き合い、人間的な成長を図る。
4. 家庭・原籍校と緊密な連携をとり、協働する。

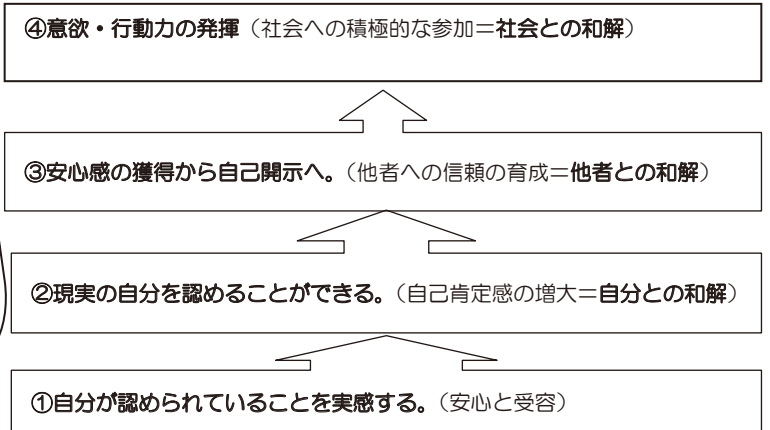
【特徴的な取組】

1. 「三本の柱」①生徒の教育 ②保護者への支援 ③原籍校、行政、他機関との協働
2. 「教育システム」社会的自立のために必要な力＝「生きる力」をつけるために具体的な次の7つの力を養成する。
 - ①自己肯定感 ②ストレス耐性 ③意欲・勇氣 ④自己主張力 ⑤問題解決能力
 - ⑥共感・思いやり・優しさ ⑦幅広い興味、関心、知識
 これらを「三本の柱」の枠組みの中で行う日々の教育活動によって育ててゆく。
 その際、ひとつひとつの活動の中で不登校の回復と人間的成長の「6つのサイクル」を繰り返し、やがて「4つのステップ」を一つ一つ登ってゆき、目標である社会的自立を遂げてゆく。

A. 回復と成長の6つのサイクル



B. 回復と成長の4つのステップ



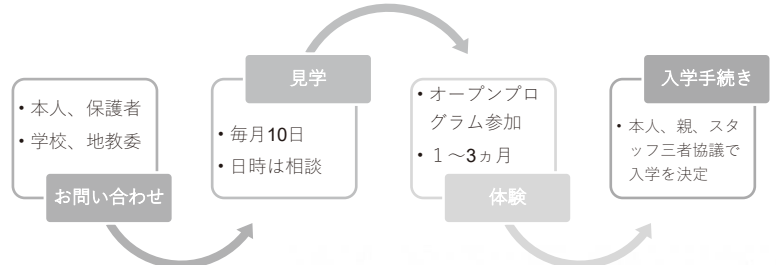
【学校との連携】

1. 本校での学習記録、作品を原籍校に提出し、原籍校の評価・評定（通知表）に反映。
2. 原籍校及び市内の新任・転任教員が本校を訪問し、不登校生の教育について学ぶ。
3. 原籍校の教員が本校のサマーキャンプ、体育祭、親子行事その他の各種行事へ参加。
4. 担任、教科担当の教員が学習や体験学習等の様子を把握するために本校を訪問。
5. 舞鶴市教育委員会教育支援センター「明日葉」指導員が本校で授業を行い、学習支援をする。
6. 本校の出張教育相談を市内中学校教員に対して実施。
7. 保護者会に原籍校の担任・養護教諭等関係教員も出席し、家庭との連携を深める。

【アクセス（地図）】

電車：JR 西舞鶴駅から京都交通バス昭和下車徒歩3分
 車：舞鶴若狭自動車道 舞鶴西IC出口から 約20分

【通所までの手続き方法・見学や体験の方法】



認定 NPO 法人 夢街道国際交流子ども館

【学校概要】所在地：〒619-1152 京都府木津川市加茂町里新戸114
 電話：0774-76-0129 / WEB：http://www.yumekaido-kodomokan.org/
 開校：2001年4月 / 2009年京都府認定フリースクール

【教育理念】

子どもたちよ、大地に深く根を張ろう。枝葉もろとも根を張ろう。人生につながる根を張ろう。

子ども館は、ムダなことをする楽しみをとっても大事にしている子どもたちの居場所なのだ。そして、いつも子どもたちに一番いいように考える学びの場でもある。

大人たちよ 子ども館は子ども自身の人生のために教育を受けることを根源に据えて、優れた文化・芸術で子どもたちをつつみながら、人として共に育ちあう大人の居場所でもある。

なぜならば、子どもたちは未来そして大人の希望であるから。

子ども館は、過去をふりかえるヒマを持たない。

私たちの想いを占めているものは未来であり、私たちが子育てや教育をとおして創ろうとしているのも未来だから ー。



【特徴的な取組】

ー 小・中・高の子どもたちが安心していられる場所 ー

- ◇自分が自分であることを、大切にしています。
- ◇自分がしたいことは自分で決められます。
- ◇みんなでする活動は、一緒に話し合って決めます。
- ◇一年間を通じて、野外でいろいろな体験ができます。



◆フリースクールの保護者が中心となって“夢の樹サロン”を主催。

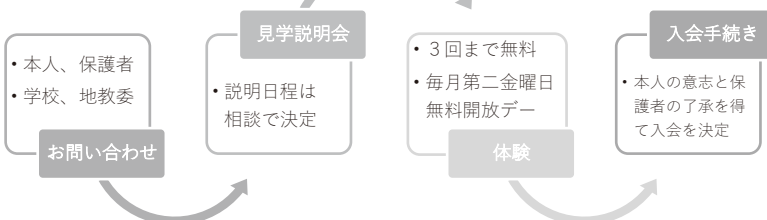
「今ちょっと成長できたらいいな」そんな思いが膨らんできたら、共に学んでみませんか？ 子育てで「しんどいな」そんな思いを抱えきれなくなったら、肩の荷を降ろすつもりで、一緒に話をしてみませんか？ お気軽に「子ども館」にお越し下さい。あなたとの出会いを楽しみにしています。

開催日：毎月第2土曜日
 時間：PM1：30～
 場所：夢街道国際交流子ども館

【学校との連携】

在籍校とは出席状況を始めとして臨機応変に（面談、情報交換、通信郵送など）双方が必要に応じた形で連携を進めています。

【通所までの手続き方法・見学や体験の方法】⇒



【アクセス（地図）】

JR 関西線 加茂駅下車 西口より徒歩5分



詳しくはHPをご参照ください。



学びの森 フリースクール



【学校概要】所在地：〒621-0846 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2-44-9

電話：0771-29-5588 / WEB：http://free.manabinomori.co.jp

(QRコード↑)

開校：2000年4月 / 2008年京都府認定フリースクール

【教育理念】

学びの森は、一人ひとりの状況に合わせた学習の機会を提供することで子どもたちが成長・変容していくのをサポートする、「もうひとつの学校」です。不登校経験を持つ子どもたちが学びを通じて自信を取り戻し、多様な大人との関わりの中で自分の将来を前向きに考え次の進路へと進んでいくまでを応援しています。



【特徴的な取組】

子どもたちや保護者の皆さまが安心して学びの森を利用できるよう、5つのサポートを設けています。これらを土台に子どもたち一人ひとりを理解し、子どもたちが力をつけ、社会と多様な形で関わり合っていくまでをサポートします。

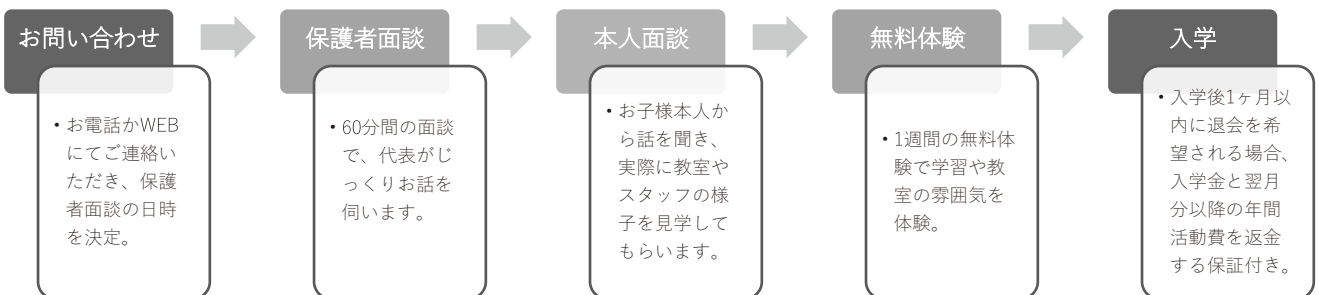
- ①学習サポート：基礎学力の回復、試験・受験対策、プレゼンやゼミなどの実践的な学習（探究講座）、芸術や生活の知恵などについて学ぶ学習（教養講座）
- ②心理サポート：臨床心理士によるカウンセリング、外部の福祉・医療機関との連携サポート
- ③ナラティブサポート：子どもたちが自身のライフストーリーを語る「語り場」、
こだわりを持って仕事をする大人たちの話を聞く「出会い場」
- ④キャリアサポート：中・高・大・専門学校への進学など、個々のニーズに応じた進路サポート
- ⑤ペアレントサポート：保護者面談、個別相談・カウンセリング、親力アップ講座

【学校との連携】

不登校の子どもたちの学習権を保障するため、学校や教育委員会と連携を取りながら学習を進めていきます。

- ・子どもたちの成績評価実現や副教科の学習機会確保、進路実現等に向けて、生徒の在籍校や教育委員会会議を開催
- ・出席状況および学習状況の文書による報告（毎月）
- ・学習内容を報告、評価材料の提出（テスト・ワーク実施、プリント作成、実技課題の実施等）

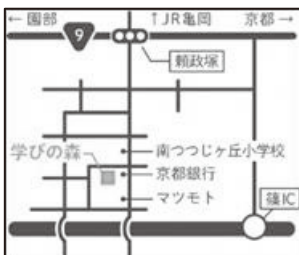
【入学までの手続き方法・見学や体験の方法】



【アクセス（地図）】

〒621-0846

亀岡市南つつじヶ丘大葉台2-44-9



○交通機関

JR 嵯峨野線「亀岡」駅（京都駅より快速 20 分）→京阪バス「30・32・34・36」番／1 番のりば（約 15 分）→「大葉台2丁目」バス停からすぐ

安養寺フリースクール

【学校概要】所在地：〒602-8288 京都府京都市上京区中立売通千本東入田丸町 379-3
 電話：075-414-4192 <http://anyouji.es.land.to/wiki/wiki.cgi?page=FrontPage>
 開校：1999年4月 / 2008年京都府認定フリースクール

【教育理念】自由

一言で表せば「自由」という言葉で表せると思います。
 登校する時間、帰宅する時間、学習する内容など、子どもを一人の人間として尊重し、その意思を大切にします。
 しかし、放任ではありません。子どもが少しでも興味を持ったことにはスタッフが全力で支えます。また、少しでも何かに興味を持てるよう、いろいろな体験学習などを提案し、子どもにたくさんの刺激を与え、大切な思春期の時期に大きく左右される人間性を育てます。



【特徴的な取組】

- 人間関係を築く力を身につけるためのプログラムを実施年代関係なく一緒に勉強や遊び、食事を行う等、グループとしての活動をおこなっている。
- 発達上の課題を抱えるなど特別な配慮を要する児童生徒のためのプログラムを実施。個人に合わせた勉強指導や、「やりたい事」をプログラムとしても実施している。
- 不登校児童生徒等の学校復帰支援並びに社会的自立支援に取り組んでいる。進路が定まっていない者等の課題を抱える子どもに対する、学校サポートチームや教育委員会、教育支援センター、NPO法人、民間団体、児童相談所、福祉施設、病院、大学等地域の関係機関・団体からなるネットワークを活用した社会的自立を支援する取組をおこなっている。
- 課題を抱える児童生徒等及びその家庭へ上記のネットワークを活用した支援・指導。
- 保護者対象の勉強会を定期開催しており、家庭での問題へもアプローチしていく。

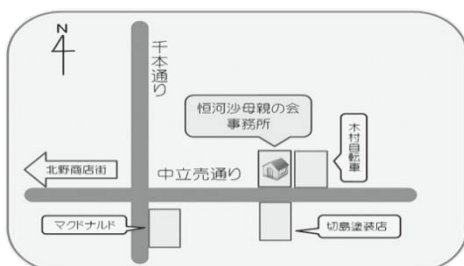
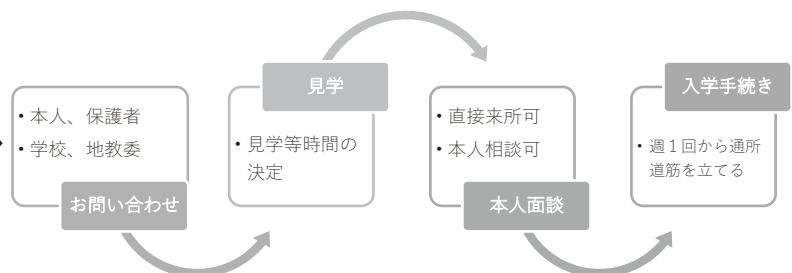
【学校復帰に向けての方策】

専門家会議の実施：精神科医、臨床心理士等の専門家と協議を行い、検討を重ねた上で、個々の児童生徒にそった支援を行っている。

学校や関係機関等との連携：本人の在籍校と密に連絡をとりあい、窓口となる教諭を通して、フリースクールでの活動の様子を在籍校に連絡をし、学校側から学校内の情報を提供してもらっている。

本人が復学しやすい環境を整える為、本人や家族と学校との間に入り、学習と学習以外の面においても常に情報を共有できる体制を整えている。

【通所までの手続き方法・見学や体験の方法】⇒



【アクセス（地図）】

市バス バス停千本中立売
 (6、46、206 系統等) 徒歩 5 分

〔6〕 児童生徒支援のための参考資料

(1) 不登校児童生徒支援のための参考資料

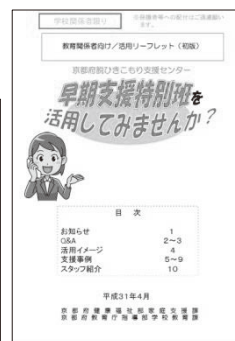
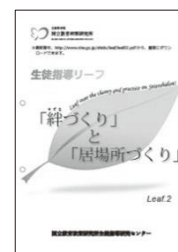
京都府

- 『きけますか？子どものサイン』
～不登校の未然防止と学校教育相談体制の充実に向けて～
 - ・平成 16 年度 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/sodan/index.htm>
 - ・平成 17 年度 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/sodan/kikemasuka/index.htm>
- 『ハンドブック「先生、わかってな」』・平成 22 年度～子どもの理解と支援のために～
<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/gakko/wakattena/wakattena.pdf>
- 『「別室登校」研究について』・平成 22～26 年度リーフレット
http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=431
- 『学校不適応の未然防止のために』
 - ・平成 27～30 年度リーフレット～前思春期の理解から関わりへ～
小学校 3・4 年生（前思春期）に焦点を当てた研究について
http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=429.jp/ed-center/cms/?action=common_download_main&upload_id=1967
- 『子どもたちを児童虐待から守るために』
～言葉にならない叫びに気づき、適切に対応する学校と教職員～
 - ・平成 27 年度リーフレット
http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?action=common_download_main&upload_id=1219
- 「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」～「ひきこもり」の未然防止にむけて～
 - ・平成 30 年度
http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=1581
- 「早期支援特別班を活用してみませんか？」京都府脱引きこもり支援センター（配布のみ）
 - ・平成 31 年度リーフレット



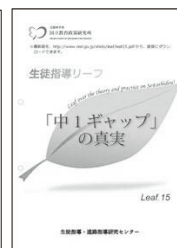
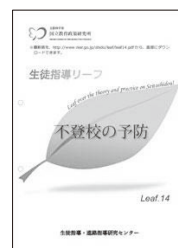
国立教育政策研究所〔生徒指導・進路指導研究センター〕

- 「生徒指導リーフ」シリーズ <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>
 - ・ Leaf.2 「絆づくり」と「居場所づくり」
 - ・ Leaf.14 「中1ギャップ」の真実
 - ・ Leaf.15 不登校の予防
 - ・ Leaf.22 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える



文部科学省

- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」
令和元年 10 月 25 日（通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm



(2) いじめ対応の参考資料

京都府教育庁指導部学校教育課

- 京都府いじめ防止基本方針（平成 30 年 4 月改定）

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=1416

- いじめ防止等のために（ハンドブック・リーフレット）

- ・ 教員用ハンドブック（平成 27 年 3 月）

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=978

- ・ 保護者用リーフレット（平成 28 年 6 月）

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=1184

- ・ 中・高校用リーフレット（平成 28 年 6 月）

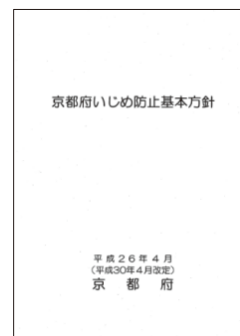
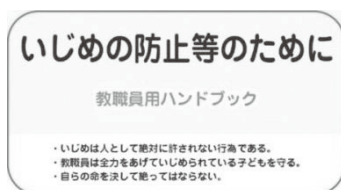
http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=1185

- ・ 小学校高学年用リーフレット（平成 28 年 6 月）

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=1186

- ・ 小学校低学年用リーフレット（平成 28 年 6 月）

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=1187



国立教育政策研究所〔生徒指導・進路指導研究センター〕

- 「生徒指導リーフ」シリーズ <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

Leaf.4 いじめアンケート	Leaf.11 いじめの「認知件数」
Leaf.7 いじめの理解	Leaf.13 「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点
Leaf.8 いじめの未然防止Ⅰ	Leaf.19 学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順
Leaf.9 いじめの未然防止Ⅱ	Leaf.20 アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる
Leaf.10 いじめと暴力	Leaf.21 いじめに関する「認識の共有」と「行動の一元化」

生徒指導リーフ増刊号 Leaves.1 いじめのない学校づくり-『学校いじめ防止基本方針』策定 Q&A-

生徒指導リーフ増刊号 Leaves.2 いじめのない学校づくり 2-サイクルで進める生徒指導：点検と見直し-

(3) その他（相談機関・啓発）の参考資料

- 子どもと保護者の相談マップ

<http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/panfu/soudannmappu.pdf>

- 「家庭で話そう！～スマホ・ケータイ利用のルールとマナーについて～」

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=161



(4) 生徒指導全体に関わる参考資料

文部科学省・国立教育政策研究所

○ 生徒指導提要（平成 22 年 3 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

○ 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和元年 5 月 9 日）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○ 自殺予防教育に係る参考資料

- ・ 教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成 21 年 3 月）
- ・ 子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）（平成 26 年 7 月）
- ・ 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成 22 年 3 月）
- ・ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂 平成 26 年 7 月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm

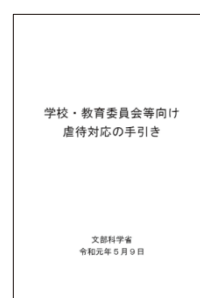
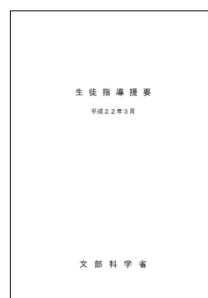
○ 初任者教員向け生徒指導資料

- ・ 小学校の初任者教員これだけは押さえよう！
～生徒指導 はじめの一步～（平成 24 年 3 月）

https://www.nier.go.jp/shido/shonin_sb.pdf

- ・ 中学校の初任者教員これだけは押さえよう！
～生徒指導 はじめの一步～（平成 24 年 3 月）

https://www.nier.go.jp/shido/shonin_tb.pdf



〔7〕 連携施設・相談窓口一覧

(1) 教育支援センター・適応指導教室一覧

京都府の教育支援センター・適応指導教室

市町村	名称	所在地	連絡先
向日市	適応指導教室 「ひまわり広場」	〒617-0005 向日市寺戸町中の20番地 向日市天文館・向日市向日町南山82-1	TEL 075-931-1111
長岡京市	適応指導教室 「アゼリアひろば」	〒617-0833 長岡京市神足2丁目-3-1 長岡京市立総合交流センターパンピオ1番館5階	TEL 075-963-5516
大山崎町	適応指導教室 「たけのこ教室」	〒618-0091 大山崎町字円明寺 小字夏目26番地 大山崎町立中央公民館内	TEL 075-956-2101
宇治市	宇治市不登校児童生徒自立支援教室 「Uji ふれあい教室」	〒611-0021 宇治市宇治琵琶45-14 宇治市生涯学習センター内	TEL 0774-39-9283
城陽市	城陽市適応指導教室 「ふれあい教室」	〒610-0121 城陽市寺田樋尻37番地の1	TEL 0774-56-5308
久御山町	教育相談室・適応指導教室 「ゆうゆう広場」	〒613-0031 久世郡久御山町佐古外屋敷235番地 ふれあい交流館ゆうホール2階	TEL 0774-46-5640
八幡市	教育支援教室 「さつき」	〒614-8372 八幡市男山笹谷2 八幡市教育支援センター内	TEL 075-982-3001
京田辺市	京田辺市適応指導教室 「ポットラック」	〒610-0361 京田辺市河原食田10-23 京田辺市いきいきサポートセンター3階	TEL 0774-68-1633
宇治田原町	宇治田原町 適応指導教室	〒610-02 宇治田原町大字岩山小字沼尻46-1 宇治田原町総合文化センター内	TEL 0774-88-5850
木津川市	木津川市適応指導教室 「キッズふれあい教室」	〒619-0217 木津川市木津町内垣外95 木津小学校内	TEL 0774-72-2811
亀岡市	亀岡市適応指導教室 「やまびこ教室・ふれあい愛教室」	〒621-0242 亀岡市宮前町神前長野15	TEL 0771-26-3010
南丹市	南丹市適応指導教室 「さくら」	〒622-0004 南丹市園部町小桜町62-1 南丹市国際交流会館内	TEL 0771-68-0056
綾部市	綾部市適応指導教室 「やすらぎルーム」	〒623-0054 綾部市井倉町小庄司3番地の1	TEL 0773-42-1214
福知山市	福知山市適応指導教室 「けやき広場」	〒620-0871 福知山市字岡ノ一町75番地の1	TEL 0773-24-5115
舞鶴市	舞鶴市教育支援センター 「明日葉」	〒625-0080 舞鶴市字北吸1055番地の3 舞鶴メディカルセンター3階	TEL 0773-66-2001
宮津市	宮津市教育支援センター 「こころのひろば」	〒626-0017 宮津市字島崎2022番地の1	TEL 0772-22-5560
京丹後市	京丹後市教育支援センター 「麦わら」	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷868 京丹後市峰山織物センター内	TEL 0772-69-0625
与謝野町	与謝野町適応指導教室 「トライアングル」	〒629-2403 与謝郡与謝野町字加悦451番地の2 加悦地域公民館内	TEL 0772-43-1414

(京都市を除く)【令和2年3月現在】

(2) 京都府認定フリースクール一覧

不登校児童生徒の学校復帰や進路希望の実現に向けて取り組むフリースクールと学校との連携を推進しています。

名 前	住 所	連絡先
フリースクールわく星学校	〒606-8267 京都市左京区 北白川西町 85-3	TEL 075-722-4579 FAX 075-722-4579
ほっとハウス	〒601-8446 京都市南区 西九条高島町 21	TEL 075-672-3125 FAX 075-672-3125
聖母の小さな学校	〒624-0912 舞鶴市 上安 1697-1	TEL 0773-77-0579 FAX 0773-77-0579
認定 NPO 法人 夢街道 国際交流子ども館	〒619-1152 木津川市 加茂町里新戸 114	TEL 0774-76-0129 FAX 0774-76-0129
学びの森フリースクール (アウラ学びの森)	〒621-0846 亀岡市 南つつじヶ丘大葉台 2-44-9	TEL 0771-29-5588 FAX 0771-29-5805
安養寺フリースクール	〒602-8288 京都市上京区 中立売通千本東入田丸町 379-3	TEL 075-414-4192 FAX 075-414-4192

(3) 京都府家庭支援総合センター

相談内容：少年非行、ひきこもり、児童虐待、配偶者からの暴力（DV）、知的・身体的障害など、様々な悩みごと

相談方法：下記の相談機関で、電話や面談による相談ができます。

京都府家庭支援総合センター	連絡先
総合相談	TEL 075-531-9600
こども虐待専用電話	TEL 075-531-9900
DV・女性相談専用電話	TEL 075-531-9910
脱ひきこもり支援センター相談専用電話	TEL 075-531-5255
京都府ひきこもり支援情報ポータルサイト	https://www.kyoto-hikikomori-net.jp/
ユースアシスト（立ち直り支援チーム）	TEL 075-531-6507
京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）	連絡先
総合相談	TEL 0774-44-3340
DV 女性相談専用電話	TEL 0774-43-9911
宇治児童相談所京田辺支所	TEL 0774-68-5520
京都府北部家庭支援センター（福知山児童相談所）	連絡先
総合相談	TEL 0773-20-1051
ユースアシスト（立ち直り支援チーム）北部サテライト	TEL 0773-22-8729

(4) 京都府総合教育センター 24時間電話教育相談「ふれあい・すこやかテレフォン」

◆京都府総合教育センター 075-612-3268 または 3301

◆京都府総合教育センター北部研修所 0773-43-0390

メール相談 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

相談内容：性格や行動、友人関係、心身の発達、学習や学校生活のこと、不登校、いじめ、家庭でのしつけなど。

(5) その他の相談窓口

京都府精神保健福祉総合センター	連絡先
相談内容：思春期以降のこころの健康に関すること 相談方法：下記の相談機関で、電話や面談による相談ができます。	
「こころの健康相談」(月～金/9時～12時、13時～16時)	TEL 075-645-5155
「来所相談」(来所相談したいときは電話連絡)	

京都府私学修学支援相談センター (京都府私立中学高等学校連合会)	連絡先
支援内容：教育相談(カウンセリング)及び必要に応じて学習支援 相談方法：電話相談又は来所相談	
京都市下京区室町通高辻上る山王町 561 京都私学会館 4階	TEL 075-746-4946 (休業日、土日祝を除く/9時30分～16時30分)

少年サポートセンター(京都府警察本部少年課)	連絡先
相談内容：非行問題や少年の犯罪被害等	相談方法：電話相談又はメール相談
ヤングテレホン(24時間受付・年中無休)	TEL 075-551-7500
メール相談	http://www.pref.kyoto.jp/fukei/ http://www.kyotofukei-syonen.jp/i
パソコンから 携帯電話から	

ひきこもり相談窓口(京都府健康福祉部家庭支援課)		連絡先
チーム 絆	【府全域】脱ひきこもり支援センター(京都市)	TEL 075-531-5255
	【中丹・丹後地域】脱ひきこもり支援センター北部サテライト(福知山市)	TEL 0773-22-8728
地域	乙訓 NPO法人 乙訓障害者事業協会「乙訓もも」(長岡京市)	TEL 075-952-2890
	山城北 ほっこりスペース「あい」(宇治市)	TEL 0774-32-6187
	山城南 社会福祉法人南山城学園 京都府「チーム絆」山城南相談室(木津川市)	TEL 080-4682-8032
チーム	南丹 京都府教育委員会認定フリースクール「学びの森」(亀岡市)	TEL 0771-20-4829
	中丹 NPO法人「ニュートラル」(福知山市)	TEL 090-7363-8530
	丹後 企業組合労協センター事業団「ひととわ」(京丹後市)	TEL 080-2507-9010
青少年のネットによる誹謗中傷等の被害について、削除方法等のアドバイス		連絡先
青少年ネット被害相談窓口(メール相談：seisho.net@pref.kyoto.lg.jp)		TEL 075-605-7830

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成28年12月14日法律第105号)

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	基本指針（第七条）
第三章	不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第八条—第十三条）
第四章	夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第十四条・第十五条）
第五章	教育機会の確保等に関するその他の施策（第十六条—第二十条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
- 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

（基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 二 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
 - 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
 - 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
 - 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性を鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

理由

教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不登校児童生徒支援ハンドブック

～社会的自立に向けた不登校児童生徒支援について～

令和2年3月

発行・編集 京都府教育委員会

学校教育課